

番 号 : 141263

国 名 : マラウイ

担当部署 : 農村開発部 農業・農村開発第二グループ 第四チーム

案件名 : 持続可能な土地管理促進プロジェクト (チーフアドバイザー/普及)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : チーフアドバイザー/普及
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年3月下旬から2015年11月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.65M/M、現地 5.83M/M、合計 6.48M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次現地業務 国内作業期間 第2次現地業務 整理期間  
4日 75日 3日 100日 6日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2015年3月11日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	農業技術の普及に係る各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

マラウイの総労働人口の約80%は農業セクターに従事し、その90%以上は1世帯あたりの平均農地面積が約0.8haの小規模農民である。種子や肥料などの農業投入資材、土壌保全・肥沃度向上の技術、灌漑や水管理技術などへのアクセスが不十分であることから農業生産性は総じて低い。このため、乾期には食料不足に陥る農村住民も多く、国家レベルでも重大な食料危機がしばしば発生している。近年は農業用投入資材補助金プログラム（Farm Input Subsidy Program: FISP）に加え、好天に恵まれたこともあり主食のメイズが自給を達成するなど、食料事情に改善が見られたが、ここ数年再び食料不足が問題となっている。貧困率は39%（2009年）と依然として非常に高く、特に農村部では43%と都市部の14%に比べて著しく高い。国内の貧困を削減するため、全国的な農業生産性の向上・安定化が急がれている。

このような課題に対応するため、マラウイ政府は2009年に「農業セクター・ワイド・アプローチ（Agriculture Sector Wide Approach: ASWAp）」を策定し、その中で開発政策のひとつとして持続的土地管理技術の普及を重点課題に位置づけている。持続可能な土地管理技術は、土壌肥沃度改善、土壌・水保全、保全型農業、雨水利用、アグロフォレストリーから構成される。農家が圃場でこれらの技術を組み合わせて適用することにより、地力の向上・維持と農業生産性の向上を図ることを目的としている。

農業・灌漑・水開発省（Ministry of Agriculture, Irrigation and Water Development: MoAIWD）は、FISPによる農家に対する優良種子や化学肥料の安価での提供などを通じて農業生産を支えているが、農業投入資材の供給量は圧倒的に不足している。化学肥料などの投入が限られ、また、化学肥料による土壌の劣化が問題となるなかで農業生産性を向上させるためには、堆肥の適用や土壌流出の防止が特に重要となるが、MoAIWDはそうした地力向上・維持に必要な技術を十分に普及できていない。

このような背景から、マラウイ政府は持続的土地管理の普及を進めるための技術支援を我が国に要請した。本要請を受け、JICAは、MoAIWD土地資源保全局（Land Resources Conservation Department: LRCO）をカウンターパート（C/P）機関として、2011年11月から2015年11月までの4年間の予定で「持続可能な土地管理促進プロジェクト：以下、本プロジェクト」を実施している。

本プロジェクトは、ルニヤングワ農業試験場とも協力しながらマラウイ北部のムズズ農政局（Agricultural Development Division: ADD）管轄地域を対象として実施している。土壌肥沃度改善に重点を置きながら、科学的に裏付けされた土壌肥沃度改善技術の開発を行い、MoAIWDの農民に対する指導能力強化を目指している。

本業務従事者は、プロジェクト全体の総括と監理を行うと共に、マラウイの政策や政府が実施する事業におけるプロジェクトの内容や手法の位置づけを明確にし、政府や他開発パートナーが実施する事業との効果的な連携関係を構築することで、本プロジェクトの円滑な実施と成果の最大化に資することを目的として派遣される。なお、プロジェクトの終了を2015年11月に控えており、プロジェクトを通して実証される土壌肥沃度向上技術（技術メッセージ）を持続的・有効的な形で普及に繋げる方策を模索することが期待されている。

2014年1～2月には中間レビューが実施され、今後の課題として主に以下の3点が指摘された。

- ① マラウイ側関係機関との連携（Department of Agricultural Research Services: DARSおよびDepartment of Agricultural Extension Services: DAESのプロジェクト実施体制における明確な位置づけ）
- ② 土壌分析等、研究内容の柔軟な見直し（社会経済的要素を考慮して柔軟に改善）
- ③ 普及戦略の強化と実践

本業務従事者には、特にこれらの中間レビューにおける指摘事項を踏まえながら、プロジェクト全体の総括と監理を行うと共に、マラウイの政策や政府が実施する事業におけるプロジェクトの内容や手法の位置づけを明確にし、政府や他開発パートナーが実施する事業と効果的な連携関係を構築することが求められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクト総括としてプロジェクト運営監理全般に関する企画・計画立案を行い、その実施について責任を担うと共に、別途派遣する「業務調整」専門家及び各種分野の短期専門家等と協力し、C/Pに対する技術指導を行う。また、プロジェクト総括として、他専門家の活動内容について監督するとともに必要に応じて助言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間 (2015年3月下旬)

- ① マラウイの農業分野における既存文献や政策文書、本プロジェクトの報告書等をレビューし、マラウイ農業セクターの背景・概要及び本プロジェクト活動の現状を把握する。
- ② マラウイ国内や他国で実施されている、本プロジェクトに関連する他事業についての文献や資料を収集する。その結果を踏まえ、本プロジェクトの成果を最大化し、また持続的なものとするために、本プロジェクトが取り組むべき活動を検討する。
- ③ JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所及び派遣中の専門家から現在の本プロジェクトの活動内容についての情報を入手するとともに、本専門家が実施する活動に係る要望を聴取する。
- ④ 上記①～③を踏まえ、全体期間に関するワークプラン（英文）を作成、JICA農村開発部へ提出し、説明を行う。

### (2) 第1次現地派遣期間 (2015年4月上旬から2015年6月中旬)

- ① 現地業務の開始にあたり、ワークプラン（英文）をJICAマラウイ事務所及びC/P機関に提出し、業務計画の確認を行う。
- ② C/P及び他の専門家と協力し、チーフアドバイザーとして、以下の（ア）～（ケ）の業務を行う。
  - （ア）プロジェクト活動の計画・実施・モニタリングを総括する。
  - （イ）プロジェクトに派遣される他専門家が行う業務を監督・指導する。
  - （ウ）業務調整専門家が主として行う調整業務を補佐する。
  - （エ）C/P機関関係者やドナー関係者等、プロジェクト外の関係者に対してプロジェクトの手法、進捗、成果を積極的に発信する。
  - （オ）ASWApの持続的土地管理分野の動向と、その他の関連政策や事業に関する情報、及び他ドナーによる持続的土地管理関連の支援状況について、最新情報を収集する。
  - （カ）本プロジェクトで取り組んでいる持続的土地管理技術について、プロジェクトの終了後を見据えて、政策・制度としてマラウイへの適応可能性を検討し、課題を抽出する。なお、その際には上記（オ）で得られた情報も踏まえることとする。
  - （キ）本プロジェクトの普及する技術がより多くの農民に実践され、マラウイの政策・制度として適用されることを目指し、政府関係機関、農民、開発パートナーに対して戦略的な広報活動（HP記事の更新、広報資料、政策ブリーフ、レポート作成等）を実施する。
  - （ク）プロジェクトの終了時評価への協力  
機構は、2015年4月頃に終了時評価調査を予定している。同調査の実施に際して、本専門家は、現地調査において実務的に可能な範囲で必要な便宜を供与するものとする。なお、同調査の実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。また、プロジェクト合同調整委員会（JCC）の開催を支援し、終了時評価の結果と課題等に係わる協議を行う。
  - （ケ）上記（ク）の終了時評価における提言を踏まえ、本プロジェクト終了時までの活動方針・計画について、C/Pと協議のうえ決定する。
- ③ 普及担当専門家として、C/Pや派遣中の専門家と協力し、以下の（ア）～（ク）の業務を行う。
  - （ア）プロジェクトがこれまで実施してきた土壌肥沃度改善のための土地管理技術の普及アプローチをレビューし、プロジェクト終了後の持続性を考慮して、普及活動（モニタリング・支援方法）の実施方針・計画を立てる。

- (イ) 普及員に対して、堆肥作成・施用技術に関する研修を実施する。
- (ウ) 必要に応じ、コミュニティレベルでの普及の窓口となるリード農家に対して、堆肥作成・施用技術に関する研修を実施する。
- (エ) リード農家における堆肥作成のモニタリングを実施し、進捗に応じてフォローする。
- (オ) 2015年9～10月を目途に土壌調査専門家が取りまとめる、今後プロジェクト地域で普及が推奨される土壌肥沃度向上技術（技術メッセージ）について、普及専門家の知見から同専門家およびC/Pに助言する。
- (カ) リード農家から一般農家へプロジェクトが対象とする土地管理技術の普及が促進されるための持続的な方策についてC/Pと共に検討し、対応策をまとめる。
- (キ) プロジェクトで取り組む土地管理技術に関わる普及教材（ハンドブック、マニュアル、ポスターなど）の制作に必要な情報を収集し、他の専門家と協力して最終化する。
- (ク) 普及活動に係る今後の取り組み全般について、現地関係者に対して提言を行う。
- ④ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英文）を作成して、C/P機関およびJICAマラウイ事務所へ提出し、報告する。

(3) 第1次国内作業期間（2015年6月下旬～2015年7月中旬）

- ① 第1次現地業務結果についてJICA農村開発部に報告する。
- ② 第1次現地業務結果を踏まえ、ワークプラン（英文）を必要に応じて修正し、第2次現地派遣期間における業務方針・方法等についてJICA農村開発部に提出し、説明する。

(4) 第2次現地派遣期間（2015年7月下旬～2015年10月下旬）

- ① 第2次現地業務の開始にあたり、ワークプラン（英文）をJICAマラウイ事務所及びC/P機関へ提出し、特に修正が加えられた点について業務計画の確認を行う。
- ② C/P及び他の専門家と協力し、上述の（2）の②及び③の業務を第1次現地派遣から継続して行う。
- ③ 9月下旬から10月上旬を目処に、全国の土地資源保全官を対象に、持続的土地管理技術に関するセミナーあるいはワークショップを開催する。開催場所はルニヤングワ農業試験場を候補地とする。同セミナー・ワークショップはADDレベルのオフィサーの参加が基本となるが、県レベルのオフィサーの参加についても可能な範囲で対応することとする。なお、開催回数など詳細については、C/P機関と協議して決定する。
- ④ 10月頃を目途に、ASWApのSustainable Land and Water Management Technical Working Groupの会合、およびSoil Health Consortium など既存の枠組みの中で、プロジェクトの成果を発表する。これらの枠組みは、持続的土地管理に関与するMoAIWD職員及びドナーなどステークホルダーにより構成されている。なお、詳細については、C/P機関と協議して決定する。
- ⑤ JCCの開催を支援し、本プロジェクトの進捗を共有すると共に、課題等に係わる協議を行う。
- ⑥ プロジェクトの活動内容（契約上の業務内容のみではなく、当機構が派遣する他専門家の活動等を含めたプロジェクト全体の活動内容）をプロジェクト事業完了報告書（和文）に取りまとめるための準備をする。
- ⑦ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英文）を作成して、C/P機関およびJICAマラウイ事務所へ提出し、報告する。

(5) 帰国後整理期間（2015年11月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に提出する。
- ② プロジェクト事業完了報告書（和文）を取りまとめ、JICA農村開発部に提出する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書および（5）プロジェクト事業完

了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文3部：JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関）  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
  - (2) コンサルタント業務従事月報（和文2部：JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所）
  - (3) 現地業務結果報告書（英文3部：JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関）  
現地派遣毎に作成する。記載項目は以下のとおり。
    - ① 業務の具体的内容
    - ② 業務の達成状況
  - (4) 専門家業務完了報告書（和文2部：JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所）  
記載項目は以下のとおり。
    - ① 業務の具体的内容
    - ② 業務の達成状況
    - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
    - ④ プロジェクト実施上での残された課題
    - ⑤ その他
  - (5) プロジェクト事業完了報告書（和文2部：JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所）  
構成や詳細内容についてはプロジェクトの判断に委ねるが、以下の情報については必須項目とする。
    - ① プロジェクトの成果一覧
    - ② 活動実施スケジュール
    - ③ 投入実績
    - ④ プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫、教訓など
    - ⑤ PDMの変遷
    - ⑥ 合同調整委員会開催記録
- いずれも体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、東京⇒香港⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒香港⇒東京を標準とします。
- (2) 直接人件費月額単価  
直接人件費月額単価については、2014年度単価を上限とします。  
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地派遣期間は2015年4月上旬から2015年10月下旬までのうち、2回を上限とする派遣を予定しています。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。
    - ・業務調整（長期派遣専門家）
    - ・土壌調査・試験計画（短期派遣専門家：2015年4月中旬～7月下旬、9月中旬～10月下

旬を目途に派遣予定)

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクト業務調整専門家が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

ムズ農政局内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・持続可能な土地管理促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008136.html>)
- ・持続可能な土地管理促進プロジェクト中間レビュー調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017877.html>)

②本業務に関する情報が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ODA見える化サイト (<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000598/index.html>)

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務従事者は、プロジェクト監理の経験を有することが求められます。
- ③プロポーザル作成時には、「6. 業務の背景」に記した中間レビューでの指摘事項を踏まえ、その対応策も簡潔に記載してください。

以上